

証券コード 3322
2021年6月14日

株 主 各 位

東京都渋谷区東1丁目26番20号
アルファグループ株式会社
代表取締役社長 吉岡 伸一郎

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策として、座席の間隔を拡げて配置いたしますので、座席数に限りがあり当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。そのため、**株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます**。併せて、後記「新型コロナウイルス感染症対策に伴う株主様へのご協力をお願い」に記載の事項をはじめとする必要な措置を、当社の判断で講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2021年6月28日（月曜日）午後6時30分までに**到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
※受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ 4階
渋谷ソラスタコンファレンス 4D会議室
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 第24期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
第24期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 会計監査人選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

◎代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- 株主総会でのお土産のご用意はございません。
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。
 - 連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.alpha-grp.co.jp/>）に掲載しております。なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.alpha-grp.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて何らかの措置をとる場合についても、同ウェブサイトにて掲載することによりお知らせいたします。
 - 新型コロナウイルス感染症対策に伴う株主様へのご協力のお願い
 1. ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。また、会場受付付近に株主様のためのアルコール消毒液を配備いたしますので、ご来場の際には必ずご利用ください。
 2. 会場入口付近で検温を実施し、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、また海外から帰国されてから14日間を経過していない方は入場をお控えいただく場合がございます。
 3. 株主総会の議事を円滑かつ効率的に執り行うため、報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきますので、事前に招集通知にお目通しいたいただきますようお願い申し上げます。

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続く中、政府の各種施策により一部において持ち直しの動きが見られ始めたものの、再度の感染拡大により行動の自粛要請や緊急事態宣言が再発出されるなど、終始不透明な状況で推移いたしました。

このような経済情勢は当社グループの業績にも影響してはおりますが、経費節減に努めつつ「STOCK」型の事業によりもたらされる継続的な収益を確保すると共に、将来の当社を支える収益基盤の構築のため、新規商材の開発にも取り組んでまいりました。

5Gマーケティング事業におきましては、5G対応スマートフォン等の通信端末販売の代理店展開及び直営店舗での販売、並びに携帯電話販売ショップへスマートフォン等に精通した従業員を派遣する人材派遣を行っております。

5G対応の端末が普及し始め、一方で政府からの携帯電話料金値下げの要請を受けて、各通信キャリアから新料金プランが発表されるなど、市場は新たな局面へ移行しつつあります。そのような中で、新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、携帯電話販売ショップでは時短営業、臨時休業や受付業務の制限等、活動の規模は縮小し、その結果として売上が減少いたしました。一方で各通信事業者から新型コロナウイルス感染症対策に関する支援金が支給されたこともあり、利益においては大きな影響はありませんでした。また、スマートフォンアクセサリ専門ショップを運営する子会社の全株式を前期に譲渡し、出店費用等が発生しなくなったため、前年同期と比べて営業利益が増加しております。

B to Bイノベーション事業におきましては、現在の主軸はオフィス文具通販の代理店展開ですが、緊急事態宣言解除後も営業活動の縮小や企業におけるテレワークの実施が継続しているため、オフィス文具の需要が減少したことなどにより売上が伸び悩む一方で、販売促進費を抑えるなど経費節減に取り組み利益の維持に努めました。また、これまで構築した法人顧客網を活用するため、事業者向けの新商材や新サービスの開発にも取り組んでまいりました。その一環として、2021年2月1日付けで、医療法人、社会福祉法人の経営改善等についてのコンサルティングを主たる業務とするアルファメディカルマネジメント株式会社を新たに設立いたしました。

環境サステナ事業におきましては、LED照明機器の販売・レンタルを主軸に、電力の小売やウォーターサーバーで使用するウォーターパックの販売、保有ソーラーパークを活用した太陽光発電などを展開しております。

現在の主力であるLED照明機器の販売・レンタルにおきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑みて、主要な顧客層である医療法人に対して、可能な限りの対策を講じた上で営業活動を継続してまいりました。そのような中で、2020年7月に実施されたさいたま市立小学校（高砂小学校外28校）の照明LED化事業に関する一般競争入札（総合評価方式）において、当社の事業提案が採択され、特に機器性能等における市場での優位性を示す結果となりました。設置工事は順調に進んでおり、検収が完了した物件から、収益への寄与が始まっております。

また、エネルギー利用状況等に関するコンサルティングサービスを今期より開始いたしました。顧客における営業活動の縮小による収益減少への不安が経費節減への取り組みに対する動機付けが追い風となったこともあり、当初の計画以上に営業活動の展開に注力し、報酬を先行して支払ったため当期においては利益が落ち込む結果となっておりますが、獲得した顧客の数は順調に増加しており、今後の当社グループを支える収益基盤の1つになることを見込んでおります。

なお、小売電力事業者として提供する「アルファ電力」におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大等により液化天然ガス（LNG）の需要が高まり電力市場の仕入価格が急激に高騰したため、営業利益が約80百万円落ち込むこととなりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高166億円（前年同期比16.5%減）、営業利益2億98百万円（前年同期比34.5%減）、経常利益3億51百万円（前年同期比41.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益2億11百万円（前年同期比64.4%減）となりました。

事業部門別売上高の状況

事業部門	売上高(千円)	構成比(%)	前期比(%)
5 G マ ー ケ テ ィ ン グ 事 業	9,507,754	57.3	77.2
B t o B イ ノ ベ ー シ ョ ン 事 業	5,342,868	32.2	88.0
環 境 サ ス テ ナ 事 業	1,750,296	10.5	116.6
合 計	16,600,919	100.0	83.5

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は127,555千円であり、その主なものはレンタル用資産の購入及び店舗出店に伴う内装工事等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度及び翌事業年度の設備投資並びに運転資金に充当するため、金融機関から長期借入金として310,000千円を調達しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2018年 3 月期)	第 22 期 (2019年 3 月期)	第 23 期 (2020年 3 月期)	第 24 期 (2021年 3 月期) (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	21,235,113	21,790,037	19,883,785	16,600,919
経 常 利 益(千円)	243,967	498,262	604,108	351,658
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	46,558	149,143	591,975	211,005
1 株当たり当期純利益 (円)	16円47銭	52円77銭	104円73銭	37円33銭
総 資 産(千円)	8,775,926	9,333,315	8,579,310	8,522,111
純 資 産(千円)	3,721,434	3,833,986	4,373,894	4,542,505
1 株当たり純資産(円)	1,315円34銭	1,353円11銭	773円78銭	803円61銭

(注) 当社は2020年4月1日付けで普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2018年 3 月期)	第 22 期 (2019年 3 月期)	第 23 期 (2020年 3 月期)	第 24 期 (2021年 3 月期) (当事業年度)
売 上 高(千円)	6,177,144	6,051,428	6,764,524	5,963,036
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△79,180	195,842	△149,804	1,606,563
当期純利益又は当 期 純 損 失 (△) (千円)	△101,492	193,809	78,577	1,643,616
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△) (円)	△35円91銭	68円57銭	13円90銭	290円77銭
総 資 産(千円)	5,894,440	6,120,427	5,397,164	5,935,158
純 資 産(千円)	1,554,046	1,711,264	1,737,775	3,338,997
1 株当たり純資産(円)	548円48銭	602円05銭	307円43銭	590円70銭

(注) 当社は2020年4月1日付けで普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。前事業年度の期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) アルファライズ	90,000千円	100%	オフィス用品の通信販売及び ウォーターサーバー事業の販売代理 店
アルファインターナショナル(株)	90,000千円	100%	移 動 体 通 信 機 器 の 販 売
アルファエネシア(株)	90,000千円	100%	LED照明機器の販売・レンタル 及 び 太 陽 光 発 電
(株) ク ロ ー ド	30,000千円	100%	人 材 派 遣 業
アルファメディカルマネジメント(株)	10,000千円	100%	医療法人・社会福祉法人向け 経 営 コ ン サ ル テ ィ ン グ

(注) 2021年2月1日付けで、医療法人、社会福祉法人の経営改善等についてのコンサルティングを主たる業務とするアルファメディカルマネジメント株式会社を新たに設立いたしました。

(10) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社グループは、「人に、よりよく」を企業理念とし、企業活動の基本方針として事業を行っております。

これまでの当社グループの成長を支えてきたものは、事業機会の創出やマーケティング全般にわたるサポート、そして販売実績の向上等を通じて培ってきた、販社及び販売代理店との信頼関係です。

今後とも更なるご信頼をいただけるよう、新商材やサポート、ソリューションサービスを充実し、販社と代理店双方の「ベストビジネスパートナー」を目指してパートナー企業と共に成長し続けるため、知恵と情熱を注ぎ続けてまいります。

② 目標とする経営指標

当社グループは、株主利益の増大を重視し、収益性と資本効率を高めることにより総合的に企業価値の最大化を図るという観点から、売上高営業利益率及び連結ROE（株主資本当期純利益率）を重要な経営指標と定め、その向上に努めることを中長期的な目標としております。

③ 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社の事業は継続収入の確保を基盤とするものであり、その基盤をより多く創造し、またより強固に成長させていくことが永続的な成長のための当社のミッションであると考えております。これを実現し、中長期的な成長力の強化を目指すため、当社はグループの持株会社として以下の取り組みをサポートしてまいります。

1. 代理店網の強化・拡充

当社グループの収益と成長力の源泉として各事業を大きく支えているのは代理店網であり、当社グループは販社と代理店がよりスピーディーに販路拡大、収益拡大できるように販売スタッフの教育、経営ノウハウの提供、販売・仕入情報等、さまざまな経営サポートを提供することで代理店網の基盤強化を進めてまいります。

2. 継続的な収入の増大

当社グループは、顧客獲得後にその利用量に応じたストックコミッション収入が得られる商品・サービスの販売に注力することで、安定的かつ継続的な利益の獲得を通じて「継続的な利益成長」を目指してまいります。

3. 新商材の開発

ストックコミッション収入を生み出すためには、その源泉となる商材を確保することが不可欠となります。経営環境の変化に対応していくため、既存の収益基盤に満足することなく、常に新しい商材を開拓してまいります。

4. 顧客網の拡大・活用

B to Bイノベーション事業における約10万の法人等の稼働顧客、及び環境サステナ事業における医療法人を中心とした顧客など、事業を通じて築き上げた顧客網は、当社にとっての大きな経営資源であり、次なる成長への重要な源泉と認識しております。そのために、この顧客網を拡大していくのみならず、築き上げた顧客網に対して、グループ内で扱う他商材、新規商材も積極的に展開していくことにより、当社グループの「継続的な利益成長」を目指してまいります。

5. 経営効率の向上

経営資源の集約によるバックオフィス業務の効率化や業務フローの改善を実施し、機会損失やロスを最小限に抑えます。また、徹底したコスト管理とコーポレート・ガバナンスの充実、内部統制の整備により財務体質の健全化に努めてまいります。

(11) **主要な事業内容**（2021年3月31日現在）

当社グループは、5Gマーケティング事業、B to Bイノベーション事業、環境サステナ事業を軸に事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。なお、当事業年度より、報告セグメントの名称を変更しております。

① 5Gマーケティング事業

N T T ドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイルの移動体通信端末の販売代理店事業、移動体通信端末の販売に特化した人材派遣業

② B to Bイノベーション事業

株式会社カウネットのエリアエージェント事業及びエージェント事業、医療法人・社会福祉法人向け経営コンサルティング

③ 環境サステナ事業

L E D照明機器の販売・レンタル、ウォーターサーバー事業の販売代理店、メガソーラー発電施設により発電された電力の販売、電力の小売、エネルギー利用状況に関するコンサルティングサービス

(12) **主要な事業所**（2021年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本社	東京都渋谷区
----	--------

② 子会社

(株)アルファライズ	東京都渋谷区
アルファインターナショナル(株)	東京都渋谷区
アルファエネシア(株)	東京都渋谷区
(株)クロード	東京都渋谷区
アルファメディカルマネジメント(株)	東京都渋谷区

(13) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
5Gマーケティング事業	138名	1名減少
B to Bイノベーション事業	7	1名減少
環境サステナ事業	21	3名増加
全社（共通）	25	2名増加
合計	191	3名増加

- (注) 1. 使用人数には、アルバイト（20名）は含んでおりません。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45名	5名増加	38.0歳	6.9年

事業部門	使用人数
環境サステナ事業	20名
全社（共通）	25
合計	45

- (注) 使用人数には、アルバイトは含んでおりません。

(14) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	361,050千円
株式会社三井住友銀行	350,000千円
株式会社みずほ銀行	291,588千円
株式会社武蔵野銀行	208,332千円
株式会社りそな銀行	141,412千円
株式会社横浜銀行	136,620千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,160,000株
- ② 発行済株式の総数 6,962,400株（自己株式1,309,766株を含む）
- ③ 株主数 514名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
吉 岡 伸 一 郎	1,695,800株	30.00%
兼 松 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ 株 式 会 社	832,000株	14.72%
株 式 会 社 エ ク ス テ ン ド	757,600株	13.40%
光 通 信 株 式 会 社	559,200株	9.89%
立 花 証 券 株 式 会 社	459,400株	8.13%
株 式 会 社 マ ル チ メ デ ィ ア ネ ッ ト ワ ー ク	408,100株	7.22%
鷲 見 貴 彦	188,200株	3.33%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	100,700株	1.78%
ア ル フ ァ グ ル ー プ 役 員 持 株 会	86,000株	1.52%
楽 天 証 券 株 式 会 社	40,700株	0.72%

(注) 1. 当社は、自己株式を1,309,766株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 2020年4月1日付けで普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割したことに伴い、発行可能株式総数は10,080,000株、発行済株式の総数は3,481,200株それぞれ増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	ふ り が な 氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	よし おか しん いち ろう 吉 岡 伸 一 郎	(株)アルファライズ 代表取締役社長 アルファインターナショナル(株) 取締役会長 アルファエネシア(株) 取締役 アルファメディカルマネジメント(株) 取締役
取 締 役	とく やま むね とし 年 徳 山 宗	アルファインターナショナル(株) 代表取締役社長 (株)クロード 代表取締役社長
取 締 役	にし の ゆたか 西 野 裕	アルファエネシア(株) 代表取締役社長 アルファメディカルマネジメント(株) 代表取締役社長 (株)アルファライズ 取締役 (株)クロード 取締役
取 締 役	わた なべ まもる 渡 邊 守	渡邊司法書士・行政書士事務所 司法書士、行政書士
常 勤 監 査 役	まつ ざき すすむ 松 寄 進	
監 査 役	たか はし らい た 高 橋 雷 太	(株)吉田経営 代表取締役 (株)プロゴワス 社外監査役 長島商事(株) 社外監査役 エム・ビー・シー開発(株) 社外監査役 (株)新生社印刷 社外監査役 鹿児島ディベロップメント(株) 社外取締役 アステラス製薬(株) 社外取締役・監査等委員
監 査 役	あお むら かつ ひこ 青 村 克 彦	

- (注) 1. 取締役渡邊守氏は社外取締役であります。
2. 監査役は全員社外監査役であります。
3. 取締役渡邊守氏は、司法書士、行政書士の資格を有しており、会社法等に相当程度の知見を有しております。
4. 常勤監査役松寄進氏及び監査役青村克彦氏には、経験豊富な管理経験者の見識に基づくアドバイスを期待しております。
5. 監査役高橋雷太氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は取締役渡邊守氏、常勤監査役松寄進氏、監査役高橋雷太氏及び監査役青村克彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下、「本方針」）を決議しております。その内容は、次のとおりです。

<取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針>

業務執行取締役の報酬等は、基本報酬、賞与（業績連動報酬）及び新株予約権（非金銭報酬）報酬により構成し、社外取締役については基本報酬のみとする。

■ 基本報酬

基本報酬は、職務執行の対価として職位や役割貢献に応じて決定し、新任取締役においては基準に則った報酬金額とし、重任された場合においては、新任取締役の報酬額を基準とし、任期中の連結業績及び功績に基づき報酬額を改定する。役職ごとには、新任取締役の報酬額を基準として、重任された取締役はその1.5倍まで、常務職はその2倍まで、専務職はその3倍まで、副社長職はその4倍まで、社長職または会長職についてはその5倍までとし、この基準に基づいて、他社水準等も考慮して決定する。

■ 賞与（業績連動報酬）

賞与は、売上高営業利益率及び連結ROE（株主資本当期純利益率）の上昇要因を分析し、上昇率が一定のポイントを超えた場合に、業務執行取締役の功績に基づき、各人の基本報酬額の1/12の額の3倍を上限に、支給の有無を決定する。

■ 新株予約権（非金銭報酬）

株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、中長期的な業績向上や企業価値向上を図るインセンティブとするため、ストックオプションとして新株予約権を付与する。付与株数は、2017年6月29日開催の定時株主総会において承認された範囲内とし、業務執行取締役を対象に一律に付与した上で、行使条件を業務分掌に応じて個別に定めるものとする。

■ 報酬等の割合

業務執行取締役の基本報酬と決算賞与の割合は、報酬のうち基本額が80%、決算賞与が20%となることを目安とする。新株予約権については、これらの比率にかかわらず、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針とする。

■ 報酬等の付与時期や条件

基本報酬は月例の固定報酬とする。賞与を支給する場合は2月の取締役会に付議して決定する。新株予約権付与の時期等の方針は定めないものとする。

■ 報酬の決定の委任

取締役の基本報酬については、社外取締役及び外部顧問の意見を踏まえて、代表取締役社長が素案を作成し、毎年、原則として6月に開催される取締役会に付議して決定する。

賞与を支給する場合の決定方法については、基本報酬と同様に社外取締役及び外部顧問の意見を踏まえて代表取締役社長が素案を作成し、原則として、2月に開催される取締役会に付議して決定する。

新株予約権を付与する場合には、代表取締役社長が社外取締役及び外部顧問の意見を踏まえて素案を作成し、取締役会に付議して決定する。

イ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2002年6月27日開催の第5回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。対象となる取締役は4名）と決議いただいております。また別枠で、2017年6月29日開催の第20回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額40,000千円以内（対象となる取締役は、社外取締役1名を除いた3名）と決議いただいております。

監査役の報酬限度額は、2002年6月27日開催の第5回定時株主総会において年額50,000千円以内（対象となる監査役は3名）と決議いただいております。

ウ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月26日開催の取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長吉岡伸一郎が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。決定の権限を委任した理由としては、役職に応じた報酬額基準が設定されており、特定人への委任であったとしても権限を行使する上での公正性は保たれること、代表者として当社の事業環境、経営状況等を熟知し、また各取締役の職務執行状況を十分に把握していることから、権限を行使する者として最も相応しいと判断したためであります。決定された報酬額は株主総会で決議された報酬限度額の範囲内であり、また報酬額基準に則るものであることから、取締役会はその内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

エ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	79,060千円	76,360千円	－千円	2,700千円	3名
監査役	4,440	4,440	－	－	3
合 計 (うち社外役員)	83,500 (5,640)	80,800 (5,640)	－ (－)	2,700 (－)	6 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬につきましては、本方針に記載のとおり売上高営業利益率及び連結ＲＯＥ（株主資本当期純利益率）を指標とする賞与を設定しておりますが、当事業年度における支給はありませんでした。
3. 非金銭報酬につきましては、本方針に記載のとおりストックオプションとしての新株予約権を設定しておりますが、当事業年度における付与はありませんでした。
4. 上記取締役報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額2,700千円を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

- ・取締役渡邊守氏は、渡邊司法書士・行政書士事務所の司法書士、行政書士であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役高橋雷太氏は、株式会社吉田経営の代表取締役、鹿児島ディベロップメント株式会社の社外取締役及びアステラス製薬株式会社の社外取締役・監査等委員、並びに株式会社プロゴワス、長島商事株式会社、エム・ビー・シー開発株式会社及び株式会社新生社印刷の社外監査役であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 渡 邊 守	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。司法書士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、経営陣の監督において重要な役割を果たしております。
監査役 松 寄 進	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、経験豊富な管理経験者の見識に基づき、適宜発言を行っております。また、内部監査部門と連携して各事業部門の実査を行うなど、監査役監査の実施において重要な役割を果たしております。
監査役 高 橋 雷 太	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行うなど、経営陣の監督において重要な役割を果たしております。
監査役 青 村 克 彦	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、経験豊富な管理経験者の見識に基づき、適宜発言を行い、経営陣の監督において重要な役割を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議を8回行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 清陽監査法人
 ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,800千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することが困難ですので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容
 該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任または不再任決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人清陽監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人清陽監査法人に悪意または重大な過失があった場合を除き、会計監査人清陽監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償の限度としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

当社は、業務の適正を確保するための体制整備のため、次のとおりの内部統制システム整備の基本方針を取締役会において決議しております。

1. 当社及び子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社及び子会社は、コンプライアンス体制に係る規程・マニュアル等を制定し、法令・定款及び社会規範を遵守し、その徹底を図る。コンプライアンスに関わる重要事項については、取締役及び各部門の長が出席する経営会議において検討、審議を行い、その結果を取締役会に報告する。
 - 2) 当社及び子会社は、コンプライアンス体制に関わる規程・マニュアルに基づき、より高い倫理観をもって誠実に行動することを規範として定めると共に、法令またはコンプライアンスガイドラインに違反する行為の未然防止に努める。
 - 3) 代表取締役社長は、コンプライアンスに関する業務を主管しコンプライアンス委員長を務めると共に、コンプライアンス事務局を設置し内部通報制度及びコンプライアンス相談窓口を設けて、情報の確保に努める。
 - 4) 内部監査部門は、管理部門または監査役会と連携の上進捗状況を監査する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会、取締役会及び稟議に係る文書等、取締役の業務執行に係る文書またはその他の情報について、文書管理規程に基づき、主管する部門が保存及び管理を行い、一定期間は閲覧可能な状態を維持する。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社は、全社リスクマネジメント及び情報セキュリティについて管理部門が主体となって、当社及び子会社のリスク管理体制を整備する。管理部門は、会社方針と目標及び基本戦略を立案し推進する。そして、当社及び子会社の適切な情報セキュリティの確立及び改善を図るため、管理部門の指揮・監督・指導のもとに情報セキュリティに関する構築と継続した見直し、体制及び運用、モニタリング等による課題抽出及び改善の施策立案を行う。
 - 2) 当社は、当社及び子会社の財務リスク軽減を図るために経理規程、予算管理規程、外注管理規程等の社内規程により、リスク発生の可能性をビジネス遂行に必要とされる合理的な範囲に収める体制を構築する。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は、会社の組織機構、分掌業務並びに職務権限及び責任を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
 - 2) 当社は、毎月1回の定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - 3) 当社は、持株会社制度を採用し、各子会社社長は、組織規程・職務権限規程等に基づき、適正な指示命令系統のもと迅速かつ円滑な業務の執行を行う。
 - 4) 当社は、経営計画に基づき、各子会社の事業進捗を管理すると共に目標達成のための当社グループ施策を展開する。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社の役員等が子会社の取締役・監査役を兼任し、業務執行を監督・監査する。
 - 2) 当社は、関係会社管理規程に基づき、一定の基準を上回る事項については当社への決裁・報告制度により子会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行う。
 - 3) 子会社は、当社からの経営指導等が法令に違反し、その他コンプライアンス上の問題があると認められた場合には、コンプライアンス委員会に報告し、コンプライアンス事務局長または監査役に改善策の策定を求めることができる。
6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、及び当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - 1) 当社は、監査役の求めに応じて、管理部門の従業員に補助業務を行わせるものとし、監査役より命令を受けた従業員は、その命令に関して監査役の指揮命令に従い、取締役及び上長等の指揮命令を受けない。
 - 2) 当社は、補助業務にあたる従業員の人事異動について、監査役の意見を踏まえた上で行う。
7. 当社及び子会社の取締役及び従業員等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社の取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役及び従業員、またはこれらの者から報告を受けた者は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、前記の者に対して報告を求めることができる。
 - 2) 監査役は、当社及び子会社の取締役会その他社内主要会議に出席すると共に、必要に応じて当社の取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役及び従業員に対して説明を求めることができる。
 - 3) 当社は、内部通報制度を適切に運用し、法令違反、その他コンプライアンス上の問題について、監査役への報告体制を確保する。

- 4) 内部監査部門は、監査役に対し定期的に内部監査の実施状況を報告する。
- 5) 当社は、監査役が監査に必要とする情報を適時、適切に収集できる体制を確保するため、管理部門と連動し、監査役の閲覧する資料の整備に努める。
- 6) 当社は、監査役や内部通報窓口に対して報告・通報を行った者に対し、当該報告・通報を行ったことを理由としていかなる不利益も課してはならないものとし、その旨の周知徹底を図る。
- 7) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還を行ったときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社は速やかに当該費用または債務を処理する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況については以下のとおりです。

1. 内部統制体制の運用状況

当社では、内部監査室による監査を通じて、内部統制システム全般の整備・運用状況を定期的に確認し、改善しております。なお、当事業年度においては、子会社を含め18組織部門の内部監査を実施いたしました。

また、上記体制のもと、内部統制委員会において金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性評価を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備及び欠陥は発見されておられません。

2. 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則として毎月、取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うと共に、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役1名を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。当事業年度におきましては、取締役会を12回開催しております。なお、このほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議を8回行っております。

また、迅速な意思決定による経営の機動力の確保のため、経営会議を週に1回開催しております。

3. 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、管理部門にて経営管理体制の整備、統括を実施しており、関係会社管理規程を定め、当該事項の重要性に応じて子会社から事前の承認ないしは報告を受ける体制を整えております。また、子会社からの財務状況及びその他の状況につきましては月次で報告を受け、当社の取締役会へ適宜報告しております。

4. 監査役

監査役は、当事業年度においては監査役会を14回開催すると共に、当社及び子会社取締役会その他重要会議への出席や取締役や従業員等からのヒアリングを通じて、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定の有無について監査し、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。

また、監査役は会計監査人、内部監査室など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,436,585	流 動 負 債	3,162,439
現 金 及 び 預 金	2,840,173	買 掛 金	1,293,021
売 掛 金	1,134,831	短 期 借 入 金	570,000
リース債権及びリース投資資産	535,351	1 年以内返済予定長期借入金	556,899
商 品	622,378	未 払 金	216,862
貯 蔵 品	4,227	未 払 法 人 税 等	120,845
未 収 入 金	390,757	賞 与 引 当 金	20,000
短 期 貸 付 金	312,692	そ の 他	384,811
そ の 他	599,108	固 定 負 債	817,166
貸 倒 引 当 金	△2,934	長 期 借 入 金	582,678
固 定 資 産	2,085,525	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	71,774
有 形 固 定 資 産	760,559	そ の 他	162,714
建 物 及 び 構 築 物	164,495	負 債 合 計	3,979,605
機 械 及 び 装 置	243,968	純 資 産 の 部	
車 両 運 搬 具	4,931	株 主 資 本	4,542,505
工 具 、 器 具 及 び 備 品	194,427	資 本 金	728,734
土 地	152,736	資 本 剰 余 金	688,336
無 形 固 定 資 産	202,179	利 益 剰 余 金	4,010,574
顧 客 関 連 資 産	176,407	自 己 株 式	△885,139
そ の 他	25,772	純 資 産 合 計	4,542,505
投 資 そ の 他 の 資 産	1,122,786	負 債 純 資 産 合 計	8,522,111
差 入 保 証 金	781,436		
繰 延 税 金 資 産	110,254		
そ の 他	300,190		
貸 倒 引 当 金	△69,094		
資 産 合 計	8,522,111		

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監查報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2 0 2 0 年 4 月 1 日 残 高	728,734	688,336	3,841,963	△885,139	4,373,894
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△42,394		△42,394
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			211,005		211,005
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額（純額）					－
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	－	168,611	－	168,611
2 0 2 1 年 3 月 3 1 日 残 高	728,734	688,336	4,010,574	△885,139	4,542,505

	純資産合計
2 0 2 0 年 4 月 1 日 残 高	4,373,894
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△42,394
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	211,005
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額（純額）	－
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	168,611
2 0 2 1 年 3 月 3 1 日 残 高	4,542,505

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,338,073	流 動 負 債	2,191,081
現 金 及 び 預 金	1,478,625	買 掛 金	971,318
売 掛 金	966,657	短 期 借 入 金	370,000
リース債権及びリース投資資産	431,099	1 年以内返済予定長期借入金	434,331
商 品	97,512	未 払 金	170,327
貯 蔵 品	223	未 払 費 用	49,823
前 渡 金	13,917	未 払 法 人 税 等	4,932
前 払 費 用	15,109	賞 与 引 当 金	6,004
短 期 貸 付 金	820,000	そ の 他	184,343
立 替 金	143,110	固 定 負 債	405,079
未 収 入 金	58,221	長 期 借 入 金	288,502
そ の 他	313,597	預 り 保 証 金	28,000
		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	71,774
		そ の 他	16,803
固 定 資 産	1,597,084	負 債 合 計	2,596,161
有 形 固 定 資 産	189,928	純 資 産 の 部	
建 物	3,250	株 主 資 本	3,338,997
車 両 運 搬 具	4,931	資 本 金	728,734
工 具 、 器 具 及 び 備 品	181,746	資 本 剰 余 金	688,336
無 形 固 定 資 産	12,058	資 本 準 備 金	688,336
投 資 そ の 他 の 資 産	1,395,098	利 益 剰 余 金	2,807,065
投 資 有 価 証 券	43,758	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,807,065
関 係 会 社 株 式	1,209,403	繰 越 利 益 剰 余 金	2,807,065
差 入 保 証 金	95,891	自 己 株 式	△885,139
破 産 更 生 債 権 等	1,642		
繰 延 税 金 資 産	42,995		
そ の 他	3,049		
貸 倒 引 当 金	△1,642	純 資 産 合 計	3,338,997
資 産 合 計	5,935,158	負 債 純 資 産 合 計	5,935,158

損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から)
(2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,963,036
売 上 原 価		5,068,879
売 上 総 利 益		894,156
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		788,080
営 業 利 益		106,076
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,591	
受 取 配 当 金	1,494,000	
助 成 金 収 入	8,448	
そ の 他	3,350	1,510,389
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,484	
そ の 他	417	9,902
経 常 利 益		1,606,563
特 別 利 益		
特 定 資 産 売 却 益	4,643	4,643
特 別 損 失		
特 定 資 産 売 却 損	807	
特 定 資 産 除 却 損	153	960
税 引 前 当 期 純 利 益		1,610,246
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	9,625	
法 人 税 等 調 整 額	△42,995	△33,370
当 期 純 利 益		1,643,616

株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から)
(2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金計 合	その他利益剰 余金 繰越利益金	利益剰余金計 合		
2020年 4 月 1 日 残高	728,734	688,336	688,336	1,205,843	1,205,843	△885,139	1,737,775
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当				△42,394	△42,394		△42,394
当 期 純 利 益				1,643,616	1,643,616		1,643,616
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）							－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	1,601,221	1,601,221	－	1,601,221
2021年 3 月31日 残高	728,734	688,336	688,336	2,807,065	2,807,065	△885,139	3,338,997

	純 資 産 合 計
2020年 4 月 1 日 残高	1,737,775
事業年度中の変動額	
剰 余 金 の 配 当	△42,394
当 期 純 利 益	1,643,616
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	－
事業年度中の変動額合計	1,601,221
2021年 3 月31日 残高	3,338,997

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月31日

アルファグループ株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 光 成 卓 郎 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 石 井 和 人 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 尾 関 高 徳 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルファグループ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルファグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月31日

アルファグループ株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 光 成 卓 郎 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 石 井 和 人 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 尾 関 高 徳 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルファグループ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月31日

アルファグループ株式会社	監査役会
常勤監査役 (社外監査役)	松 寄 進 ㊟
社外監査役	高 橋 雷 太 ㊟
社外監査役	青 村 克 彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期業績及び今後の事業環境を考慮し、当期の期末配当につきましては、1株あたり7円50銭とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
 - ・当社普通株式1株につき金7円50銭
 - ・配当総額42,394,755円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月30日

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（4名）は任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は以下のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数 (株)
1	よしおか しんいちろう 吉岡伸一郎 (1970年5月29日生)	1997年10月 当社設立 代表取締役社長就任 2001年 1月 当社代表取締役会長就任 2009年 6月 当社取締役会長就任 2012年 4月 当社代表取締役 最高事業責任者就任 2013年 4月 当社代表取締役社長就任(現任) (重要な兼職の状況) アルファインターナショナル(株) 取締役会長 (株)アルファライズ代表取締役社長 アルファエネシア(株)取締役 アルファメディカルマネジメント(株) 取締役	1,695,800
	(取締役候補者とした理由) 創業以来、当社の数多くの事業の立ち上げに携わり、5Gマーケティング事業、B to Bイノベーション事業、環境サステナ事業の全てに精通しており、豊富な経営経験と事業運営経験により、当社全体を経営していることから、引き続き当社の取締役候補者となりました。		
2	とくやま むねとし 徳山 宗年 (1974年1月26日生)	1998年 5月 当社入社 2001年 4月 当社モバイルビジネス代理店部門リーダー 2003年10月 当社モバイルビジネス代理店部門マネージャー 2008年 6月 当社執行役員就任 2009年 6月 当社取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) アルファインターナショナル(株) 代表取締役社長 (株)クロード代表取締役社長	13,600
	(取締役候補者とした理由) 入社以来、当社の主軸事業である5Gマーケティング事業に従事し、携帯電話販売に関わる数多くの業務経験を経て、2008年6月から、携帯電話販売事業を専属で行う為に設立したアルファインターナショナル(株)の代表取締役社長を務めており、5Gマーケティング事業運営における豊富な業務経験を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数 (株)
3	にし の ゆたか 西 野 裕 (1966年7月5日生)	1988年 4月 (株)日本エルシーエー入社 1988年 9月 (株)ベンチャーリンク転籍 1993年11月 (株)エフアンドエム入社 1998年 4月 同社東京支社長兼ＴＳ企画部長 就任 1999年 4月 同社再就職支援事業部長就任 2000年11月 (株)チャレンジャーグレイクリスマス代表 取締役社長就任 2003年 7月 (株)ビジャスト代表取締役社長就任 2007年 4月 (株)ビジャスト総研代表取締役就任 2013年 6月 当社社外取締役就任 2015年 3月 当社社外取締役辞任 2015年 6月 当社社外取締役就任 2016年 6月 当社取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） アルファエネシア(株)代表取締役社長 アルファメディカルマネジメント(株) 代表取締役社長 (株)アルファライズ取締役 (株)クロード取締役	—
	（取締役候補者とした理由） 現在において当社が最も注力している環境サステナ事業の主力営業を担いつつ、豊富な経営経験や、当社人事戦略に関わる顧問及び当社社外取締役を務めていた経験を活かし、営業面においてだけでなく、管理面においても常に俯瞰した視点でのモニタリングを行っていることから、引き続き取締役候補者となりました。		
4	わた なべ まもる 渡 邊 守 (1970年4月3日生)	1990年 7月 三好司法書士事務所入所 1994年 1月 芳賀司法書士事務所入所 2002年 8月 渡邊司法書士事務所（現・渡邊司法書士・ 行政書士事務所）開設 （現在に至る） 2005年 6月 (株)アロンエステート社外監査役就任 2006年 6月 (株)メッツ社外監査役就任 2007年 6月 (株)リヴァンプ社外監査役就任 2016年 6月 当社社外取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） 渡邊司法書士・行政書士事務所 司法書士、行政書士	—
	（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが司法書士の資格を有しており、会社法等に相当程度の知見を有していること、上場企業における監査役としての経験を有していることから、引き続き社外取締役候補者となりました。選任後は、これまでと変わらず過去の経験を取締役の業務執行に対する監督において活かしていただくことを期待しております。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 渡邊守氏は社外取締役候補者であります。
3. 渡邊守氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
4. 渡邊守氏は、社外取締役の責任の範囲を明確にし、その職責を十分に果たすための一助として、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額と定められております。なお、同氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 松寄進氏及び監査役 青村克彦氏は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は以下のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数 (株)
1	まつぎすす 松 寄 進 (1941年5月17日生)	1960年 4月 日下部家電(株) 入社 管理課 1965年 2月 同社退社 日本ファイリング(株)入社 計理課 1981年 4月 同社経理部会計課長 1988年12月 同社経理部部长 1993年 6月 同社取締役経理部長兼経営企画室長就任 2000年 6月 同社常務取締役管理部長兼経営企画室長就任 2001年 9月 同社退任 2002年 3月 藤和コミュニティ(株)管理部 2005年 6月 同社退社 当社常勤監査役就任 (現任)	—
		(社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 他社において取締役を務めるなど、特に管理部門の業務に関して豊富な経験に基づく見識を有していること、当社の常勤監査役を長く務め各事業についての深い知識を有していることから、引き続き社外監査役候補者となりました。選任後は、業務監査全般においてその見識等を活かしていただくことを期待しております。	
2	(新任) こばやし ゆういち 小 林 裕 一 (1956年6月2日生)	1981年 4月 大日本印刷(株)入社 1984年10月 日本火災海上保険(株)代理店 1990年 5月 行政書士小林裕一事務所開業 2019年 4月 行政書士法人東京K・Aサポート設立 同法人代表社員に就任 (現任) (重要な兼職の状況) 行政書士法人東京K・Aサポート代表社員	—
		(社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、行政書士の資格を有しており当社事業関連の法令等に相当程度の知見を有していることから、社外監査役候補者となりました。選任後は、取締役の業務執行に対する監督においてその経験を活かしていただくことを期待しております。	

- (注) 1. 松寄進氏及び小林裕一氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者は両氏とも社外監査役候補者であります。
3. 松寄進氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって16年となります。
4. 松寄進氏は、社外監査役の責任の範囲を明確にし、その職責を十分に果たすための一助として、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額と定められております。松寄進氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、小林裕一氏とも選任後に同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、松寄進氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、小林裕一氏につきましても、選任された場合には同様に独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2020年6月26日開催の第23回定時株主総会において補欠監査役に選任された野村典之氏の選任の効力は本総会開始の時までとされております。つきましては、監査役が法令の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は以下のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	候 補 者 の 有 す る 当 社 の 株 式 数 (株)
の む ら の り ゆき 野 村 典 之 (1943年9月30日生)	1968年4月 日本ファイリング(株) 入社 1990年5月 同社本店特販部長就任 1997年12月 同社営業副本部長 兼本店第二営業部長就任 1998年6月 同社取締役就任 1999年6月 同社営業本部長就任 2003年6月 同社常務取締役就任 2005年4月 同社取締役販売本部長就任 2007年6月 同社退任 2008年6月 当社補欠監査役 2009年6月 当社監査役就任 (補欠の社外監査役候補者とした理由) 企業経営等豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有していること、以前に当社と顧問契約を交わしており当社の事業等に関して深い理解があることから、引き続き補欠の社外監査役候補者としてしました。	—

- (注) 1. 野村典之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 野村典之氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 野村典之氏は、社外監査役の責任の範囲を明確にし、その職責を十分に果たすための一助として、監査役就任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額と定める予定です。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である清陽監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が〇ＡＧ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の会計監査人としての独立性及び専門性の有無、監査実施体制、上場会社監査実績及び報酬の水準等を精査し、検討した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年3月31日現在)

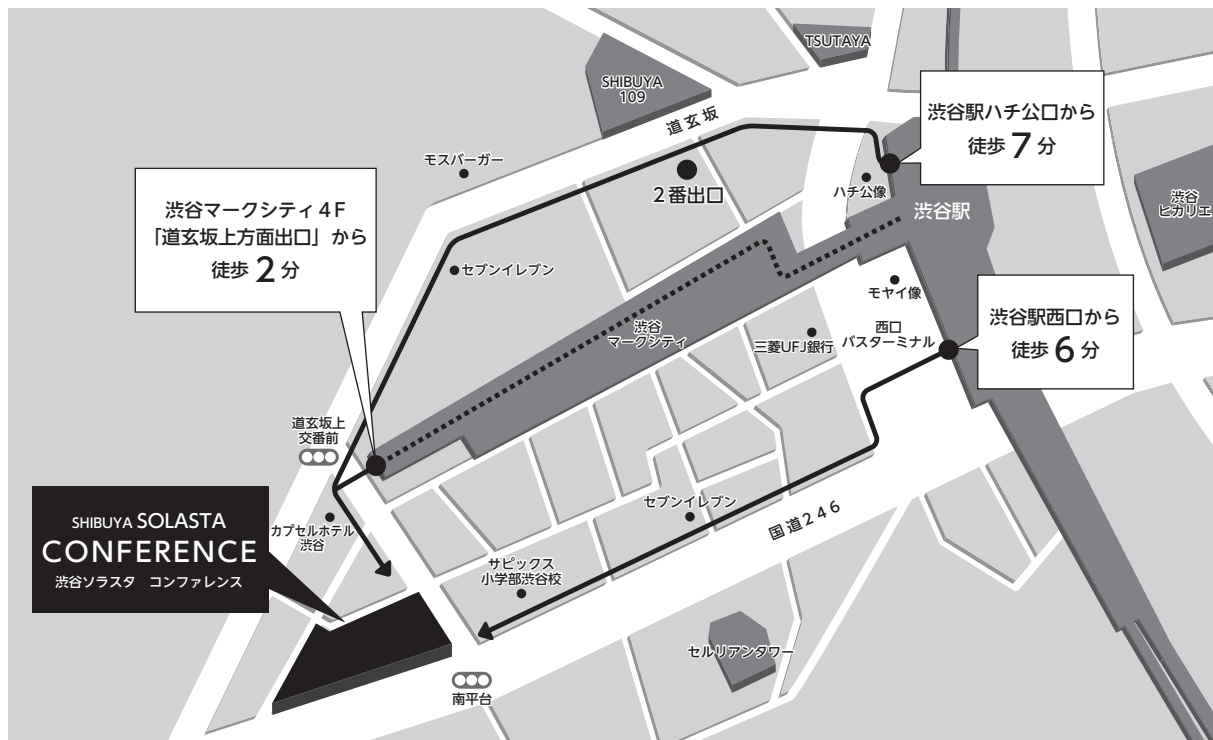
名 称	〇ＡＧ監査法人		
事 務 所	大阪府吹田市江の木町17番1号 コンパーノビル		
沿 革	2009年5月 設立		
概 要	資 本 金		30,500,000 円
	構 成 人 員		
	社 員	代 表 社 員	1 名
		社 員	6 名
		(社 員 合 計)	7 名
	職 員	公 認 会 計 士	18 名
		そ の 他	10 名
		(職 員 合 計)	28 名
		≪ 合 計 ≫	35 名
	関 与 会 社	金 融 商 品 取 引 法 ・ 会 社 法 監 査 対 象 会 社	2 社
		会 社 法 監 査 対 象 会 社	4 社
		そ の 他 監 査 対 象 会 社 等	64 社
		≪ 合 計 ≫	70 社

(注) 〇ＡＧ監査法人は、会計監査人の責任の範囲を明確にし、その職責を十分に果たすための一助として、会計監査人就任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額と定める予定です。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスト 4階
渋谷ソラストコンファレンス 4D会議室
T E L：03-5784-2604



[交通のご案内]

渋谷駅西口から 徒歩 6分

渋谷マークシティ 4F 「道玄坂上方面出口」 から 徒歩 2分

渋谷駅ハチ公口から道玄坂経由 徒歩 7分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。